

試行排出量取引スキーム 参加者用募集要項

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」と言う）のうち、「試行排出量取引スキーム」（以下、「本スキーム」と言う）における参加者を公募いたします。本スキームの概要、応募方法、その他留意していただきたい点は以下のとおりです。

1. 本スキームの概要

(1) 本スキームへの参加

・本スキームは、以下の参加者が自主的に参加するものです。

i) 目標設定参加者

目標設定参加者とは、自主的に目標設定年度における排出削減目標（排出総量目標又は原単位目標）を設定する参加者のことを指します。参加単位は、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）とし、以下の3つの類型に分かれます。

- ① 自主行動計画参加企業である場合
- ② 自主行動計画非参加企業である場合（所属業種は自主行動計画を策定）
- ③ 自主行動計画非参加企業である場合（所属業種は自主行動計画を非策定）

ii) 取引参加者

・取引参加者とは、本スキームの排出枠（以下、単に「排出枠」と言う）の取引を目的として参加する企業のことを指します。参加単位は、原則として個別企業とします。

・なお、参加申請手続に関しては、目標設定参加者については「2.」を、取引参加者については「3.」をご参照ください。

(2) 対象ガス

エネルギー起源CO₂とします。

(3) 目標設定方法

・目標設定参加者が目標を自主的に設定します。

(上記(1) i) ①、②企業の目標)

- ・自主行動計画参加企業の目標は、自主行動計画と整合的なものとします。
- ・排出総量目標又は原単位目標のいずれも選択可能とします。
- ・目標の水準は、安易な売り手の参加を助長しないため、①当該参加者の直近の実績以上、②目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準以上とします。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断します。

(上記(1) i) ③企業の目標)

- ・JVETSの補助金なしの参加類型に参加する場合は、その目標設定方法に従うこととします（初年度の目標については、直近3か年の実績の平均値に比べ1%以上の排出総量削減とし、翌年度以降の目標については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減とします。）。

※上記の参加類型によらない場合（例：原単位目標で参加する等）の目標設定方法についてはフォローアップ（第1回）までに決定することとしています。

(4) 目標設定年度

- ・自主行動計画において定めている2010年度の目標を目安として2008年～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標設定年度（連続する年度に限らない）として任意に選択し、その選択した設定年度の中で年度ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行います。目標の設定年度におけるそれぞれの年度を「目標年度」とします。

(5) 排出枠の交付の時期について

- ・排出総量目標を設定した目標設定参加者は、以下のいずれかを選択できます。
 - ・目標全体に相当する排出枠の事前交付
 - ・目標と実績の差分を事後的に清算
- ・原単位目標を設定した目標設定参加者は、目標と実績の差分を事後的に清算してください。

(6) 口座の開設

- ・事前交付を選択する目標設定参加者及び取引参加者は、目標達成確認システムにおいて保有口座の開設が必要です（参加申請時に口座開設申請を行ってください）。
- ・事後清算を選択する目標設定参加者であっても、排出枠の取引を行う者は、売り手・買い手ともに、保有口座の開設が必要です（随時、口座開設申請が可能です。）。

※本スキームの詳細については、「試行排出量取引スキーム 実施要領」を御参照ください。

2. 目標設定参加者の参加申請手続について

(1) 必要書類

- ・別添の様式に従い、以下の書類を提出ください。
 - 参加申請書（別紙1）
 - 口座開設申請書（別紙3）※事前交付を選択する場合
 - 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
- （任意申請書類）
 - 口座開設申請書（別紙3）※事後清算を選択する場合であっても、排出枠の取引を行う又は希望する場合

※ 環境省の自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）に参加する場合の募集時期、参加手続等については、JVETSの募集要項を御参照ください。

(2) 提出期間

- ・公募開始以降、随時参加申請可能です。
- ・2009年度については、2009年4月～2009年6月末日を集中募集期間とします。2009年度を目標年度とする場合は、この集中募集期間内に参加申請を行ってください。なお、2009年度に限らず、2010年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者の参加申請も、当該集中募集期間において、併せて受け付けています。

(3) 提出方法及び提出先

- ・上記書類について、正本1部・副本1部を提出して下さい。

- ・ 上記書類のデータを保存した媒体（CD・DVD等）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名を記載して下さい。
- ・ 参加企業（複数企業による参加を申請した場合は、その代表企業（複数の事業所による参加を希望した場合は、その事業所を所有する企業））が、所管部局等各省庁の窓口（試行排出量取引スキームポータルサイト（<http://www.shikou-et.jp>）に掲載）に対し、本スキームの参加申請に必要な書類（電子媒体を含む）を提出してください。提出物は封書に入れ、宛名面に「試行排出量取引スキーム参加申請書類」と赤字で明記してください（なお、提出に当たっては、業界団体が取りまとめの上、提出していただくことも可能です）。なお、所管する部局が不明な場合は、運営事務局宛にお問い合わせください。

なお、原則として、自主行動における業界団体を構成する企業全体の参加は認められておりません。特段の事情がある場合、個別に所管部局にご相談ください。

また、審査過程において、必要に応じて電話等にて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

3. 取引参加者の参加申請手続について

(1) 必要書類

- ・ 別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - 参加申請書（別紙2）
 - 口座開設申請書（別紙3）
 - 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）
 - 全部事項証明書
 - 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

(2) 提出期間

- ・ 公募開始以降、随時参加申請可能。

(3) 提出方法及び提出先

- ・ 上記書類について、正本1部・副本1部を提出して下さい。
- ・ 上記書類のデータを保存した媒体（CD・DVD等のメディア）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名/事業所名を記載して下さい。
- ・ 提出先は、当該企業の主たる業務が属する業種を所管する部局（各省庁の窓口は、試行排出量取引スキームポータルサイト（<http://www.shikou-et.jp>）に掲載）といたします。提出物は封書に入れ、宛名面に「試行排出量取引スキーム取引参加申請書類」と赤字で明記してください。なお、所管する部局が不明な場合は、運営事務局宛にお問い合わせください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話等にて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

4. お問い合わせ先

運営事務局又はそれぞれの企業の属する業種を所管する省庁にお問い合わせ下さい。

○運営事務局

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付

住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1511 (代表) 内線 3521～3523

FAX：03-3501-7697

E-mail：shikou-2008@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-3581-3351 (代表) 内線 6788

FAX：03-3580-1382

E-mail：shikou-ets@env.go.jp

以上